

イラスト中に用いた記号と色の意味



数字につけられる表現の意味

- ① 「～以下」「～以上」「～以内」……その数字も含まれます。

<例>

- 総排気量**660cc以下**の普通自動車……660ccも含まれます。
- 道路上では同じ場所に**12時間以上**駐車してはいけない……12時間も含まれます。
- 交差点とその端から**5メートル以内**の場所は駐停車禁止……5メートルも含まれます。

- ② 「～を超える」「～未満」……その数字は含まれません。

<例>

- 125ccを超える**普通自動二輪車……125ccは含まれません。
- 最大積載量**5トン未満**……5トンは含まれません。

主な用語の意味

●安全地帯

路面電車ろめんに乗り降りする者若しくは横断もしている歩行者の安全を図るため、道路に設けられた島状の施設又は標識及び標示により安全地帯であることが示されている道路の部分をいいます。

●運転

道路において、車両又は路面電車をその本来の使い方に従って用いることをいいます。

●横断歩道

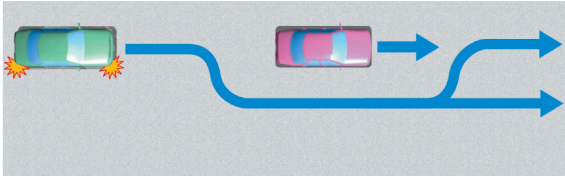
道路標識又は道路標示などによって、歩行者が横断するための場所であることが示されている道路の部分をいいます。

横断歩道と自転車横断帯を合わせたものを、「横断歩道など」といいます。



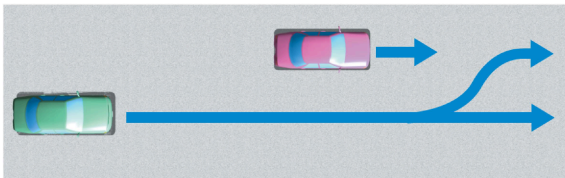
● おいこ 追越し

車が他の車に追いつき進路を変えて、進行中の車の前方に出ることをいいます。



● おいぬ 追抜き

車が進路を変えないで、進行中の前の車の前方に出ることをいいます。



● まどうしまない 軌道敷内

レールの敷いてある部分の内側と、その外側の路面電車の通行のために必要な一定の部分（レールの両側0.61メートルの範囲）をいいます。

● きんきゅうじどうしゃ 緊急自動車

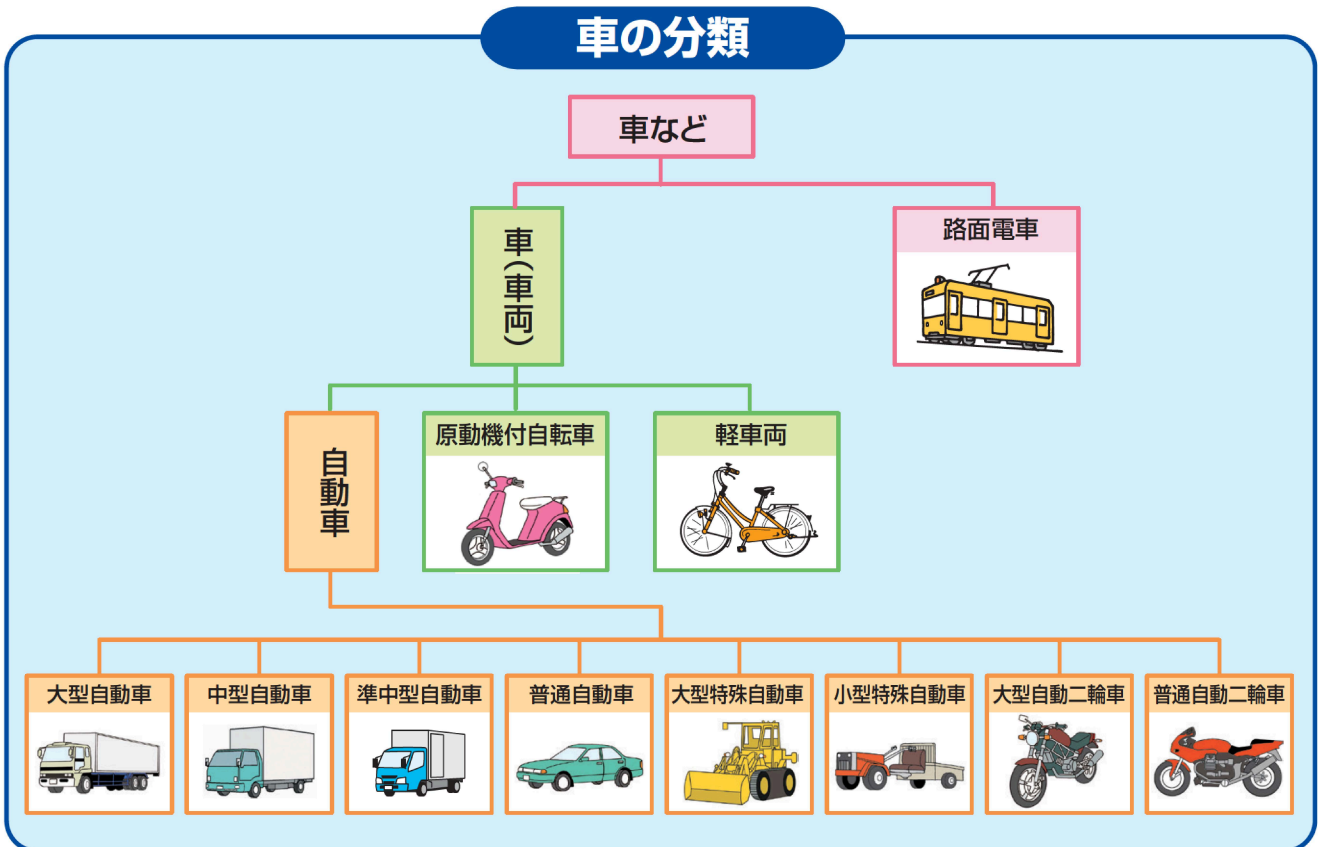
きんきゅうようむ 緊急用務のため、サイレンを鳴らし赤色けいこうとうの警光灯をつけて運転中のものをいいます。

● くるま 車しゃりょう（車両ともいいます。）

自動車、原動機付自転車、けいしゃりょう 軽車両（自転車や荷車など）、トロリーバスをいいます。

※「トロリーバス」は、国内では、立山黒部アルペンルートで運行されているだけで、一般の道路では運行されていないので、この教本では省いてあります。

車の分類



● **軽車両**

- ・自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両にけん引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）
- ・原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、内閣府令で定めるもので身体障がい者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいいます。

● **けん引自動車**

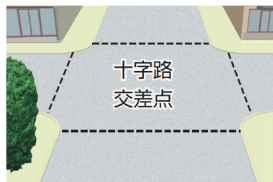
他の車をけん引するための構造及び装置のある自動車をいいます。

● **原動機付自転車**

総排気量50cc以下の二輪車と総排気量20cc以下の三輪以上の車で、レール、架線などによらないで運転する車であって、軽車両、身体障がい者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいいます。

● **交差点**

十字路、丁（T）字路、その他二以上の道路（歩道と車道の区別のある道路においては、車道）の交わる部分をいいます。



● **高速道路**

高速自動車国道と自動車専用道路をいいます。

● **交通公害**

道路の交通に起因して生ずる大気の汚染、騒音及び振動のうち、内閣府令・環境省令で定めるものによって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいいます。

● **交通巡視員**

歩行者又は自転車の通行の安全確保、車の駐停車の規制の励行及びその他の交通指導を行う警察官以外の警察職員をいいます。

● **小型二輪車**

総排気量125cc以下、又は定格出力1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動車二輪車及び原動機付自転車をいいます。

● **自転車**

ペダルやハンド・クランク（手まわし）を用い、人の力で運転する二輪以上の車で、レールによるものや車椅子、歩行補助車等以外のものをいいます。

● **自転車横断帯**

道路標識、道路標示により、自転車が横断するための場所であることが示されている道路の部分をいいます。



● **自転車道**

自転車が通行するため、**緑石線**又は**柵**、その他これに類する**工作物**によって区画された車道の部分をいいます。

● **自動車**

原動機（エンジン）を用い、**レール**や**架線**によらないで運転する車で、原動機付自転車、軽車両、身体障がい者用の車椅子、歩行補助車、小児用の車等以外の車をいいます。

● **車道**

車両が通行するため**緑石線**若しくは**柵**、その他これに類する**工作物**又は**道路標示**によって区画された道路の部分をいいます。

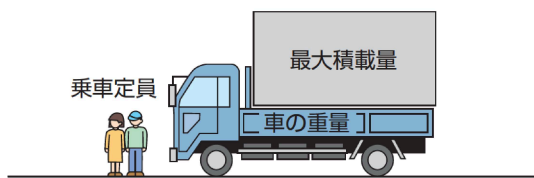
● **車両通行帯**

車の通行のために**標示**により示された**帯状**の道路の部分をいいます。一般に「**車線**」や「**レーン**」とも呼ばれるものをいいます。

● **車両総重量**

車の重量、**最大積載量**、**55キログラム**に乗車定員数を乗じた重さの**総合計**をいいます。

※車両総重量 = 車の重量 + 最大積載量 + 乗車定員の重量 (乗車定員 × 55kg)



● **徐行**

車が、すぐに停止できるような速度で進むことをいいます。

● **信号機**

電気により操作され、かつ、道路の交通に関し、**灯火**により**交通整理**等のための**信号**を表示する装置をいいます。

● **進行妨害**

他の車が、急ブレーキや急ハンドルでさげなければならないような進行をしたり、又は始めたりすることをいいます。

● **専用通行帯**

標識や**標示**によって指定された車だけが通行することができる**車両通行帯**をいいます (小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両は通行することができます。)



バス専用

● **総排気量**

エンジンの大きさをいい、その車の**馬力**や**回転力**、**ガソリン消費量**などの目安となります。

● **駐車**

車の**継続的な停止** (人の乗り降りのための停止と、荷物の積みおろしのための5分以内の停止を除きます。) や、運転者が車から離れていてすぐに運転できない状態の停止をいいます。

● 停車

人の乗り降りのための停止、荷物の積みおろしのための5分以内の停止、車から離れてもすぐに運転できる状態の一時的な停止をいいます。

● 道路

道路法に規定する道路、道路運送法に規定する自動車道及び一般交通に使用するその他の場所をいいます。

● 特定中型自動車

- ・車両総重量8トン以上11トン未満
 - ・最大積載量5トン以上6.5トン未満
 - ・乗車定員11人以上29人以下
- の中型自動車をいいます。

● 標識

規制又は指示を表示する交通の標示板をいいます。

● 標示

規制又は指示を表示するため、路面に示されたペイント、びょうなどによる線、記号又は文字のことをいいます。

● 普通自転車

車体の大きさが、長さ190センチメートル、幅60センチメートルを超えない基準に適合する四輪以下の自転車で、他の車両をけん引していないものをいいます。

● 歩行者

道路を通行している人をいいますが、次の人も歩行者として扱われます。

- ① 身体障がい者用の車椅子を通行させている人
- ② 歩行補助車、小児用の車（乳母車や三輪車など）やショッピング・カートを通行させている人
- ③ 歩きながら用いるための車（台車など）を通行させている人
- ④ 大型自動二輪車、普通自動二輪車や二輪の原動機付自転車、二輪や三輪の自転車を押して歩いている人（エンジンをかけているものや他の車をけん引しているもの、側車付きのものは除かれます。）

● 歩行者用道路

歩行者の安全のために道路標識によって車などの通行を禁止している道路をいいます。

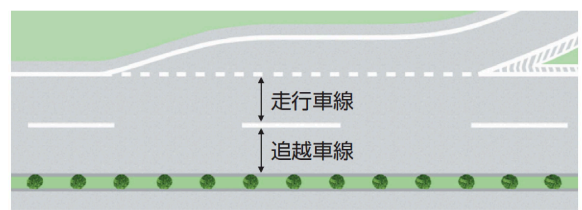


● 歩道

歩行者の通行のための縁石線、柵、ガードレールなどの工作物によって区画された道路の部分をいいます。

● 本線車道

高速道路で通常高速走行をする部分（加速車線、減速車線、登坂車線、路側帯や路肩を除いた部分）をいいます。



● ミニカー

総排気量^{そうはいきりょう}については50cc以下、定格出力^{ていかくしゅつりょく}については0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車^{ふつうじどうしゃ}をいいます。

● 優先道路^{ゆうせんどうろ}

「優先道路^{ゆうせんどうろ}」の標識のある道路や、交差点の中まで中央線などの標示がある道路をいいます。



● ランプウェイ

加速車線^{かそく}に入る場合、減速車線^{げんそく}から出る場合に通ずる道路をいいます。

● 路肩^{ろかた}

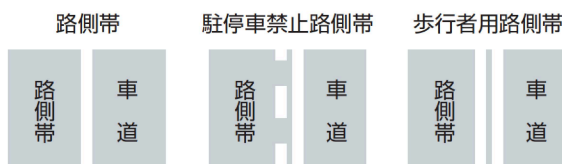
車道や歩道^{こうよう}の効用を保つため、車道又は歩道に接続して、路端寄りに設けられる带状^{おびじょう}の道路の部分^{ろたん}をいいます。

● 路線バスなど^{ろせん}

乗合自動車^{のりあい}、通学通園バス、その他特に公安委員会が指定した自動車をいいます。

● 路側帯^{ろそくたい}

歩道のない道路で、歩行者の通行のためや車道の効用を保つために、白の線によって区分された道路の端の带状の部分^{おびじょう}をいいます。



● 路面電車^{ろめんてんしゃ}

レールにより運転する車をいいます。

セーフティエチケット について

この『学科教本』では、ハンドルを握ることの責任の大きさを考え、さらに、教習生の皆さんに、ともに助け合う思いやりと優しさ、地域社会づくりを担う一員としての自覚と責任感を持ったドライバーとなっていきたいという願いをこめて編集しました。

コラム「セーフティエチケット」は、特に、歩行者などに対する思いやりや優しさを学んでいただくためのものです。実際の道路上では、ルールだけでは解決できない場面にも出会います。そこで大切なのが「思いやり」と「譲り合い」の心です。経験者が日ごろの運転の中で実感した反省すべき点、また、他人の行動を見ていて不愉快な思いをした点等、体験に基づく身近な内容もとり入れ、教習を受けながら、この心を自然と身につけていただけるように工夫しました。

安全・安心は、すべてに優先されます。この教本で学び、法令を守ることはもちろん、周りの人たちから信頼される、すばらしいドライバーになってください。